

令和6年度（2024年度）

## 長崎県育英会予約奨学生〔大学等〕募集要項

公益財団法人 長崎県育英会

〒850-0035 長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階

☎ (095)895-7530、824-7501

FAX (095)820-1972

ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

長崎県育英会は、優れた生徒でありながら、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

本人及び保護者ともに奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来、奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

### 1 出願資格

次の各号に該当することが必要です。

- (1) 長崎県内に住所を有する者の子など。(単身赴任を除く)
- (2) 文部科学省が管轄する大学、短期大学、専修学校専門課程（「専門士」「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る。）に進学を希望する者(大学院・通信教育等を除く)
- (3) 経済的理由により修学困難で、かつ、人物・学業とも奨学生としてふさわしい者。  
〈家計（所得）・学力については基準がありますので、P6を参照してください。〉

※他の奨学制度との併願・併給は可能です。

※入学時奨学金は長崎県育英会から、毎月の奨学金は日本学生支援機構からという選択が可能です。

2 募集人数 200人

3 募集期間 令和5年7月10日(月)～令和5年9月15日(金)  
※学校ごとに締切期日が異なりますので注意してください。

### 4 奨学金の貸与額

- (1) 入学時奨学金を一括で貸与（月額貸与はありません）
- (2) 貸与額は、**30万円・50万円・70万円** から選択

5 貸与時期 入学前の令和6年1月末以降～  
※合格を証明する書類と「誓約書・奨学金借用証書」の提出後になります。

### 6 出願手続

(1) 出願には、次の書類が必要です。

- ① 奨学生願書
- ② 奨学生推薦調書
- ③ 所得に関する書類（P5参照）
- ④ 就学者控除及び特別な控除の書類（P5～6参照）

※奨学生願書、奨学生推薦調書等の様式は、本会のホームページ（<http://www.n-ikuei.jp/>）からのダウンロードも可能です。

(2) 出願者は、出願に必要な用紙を学校から受領し、必要事項を記入のうえ、証明書等をそろえて、学校で定められた期日までに在学学校へ提出してください。

なお、提出書類は、採否に関わらず、原則としてお返しできません。

## 7 選考及び採否決定の通知

- (1) 願書その他必要な書類に基づき、学資支弁の困難な度合、人物、学業などについて、選考委員会の審議を経て採否を決定します。
- (2) 選考の結果は、推薦した学校長を通じて出願者に通知します。なお、氏名等の文字が本会の電子計算機で取扱い困難な場合は、類似する文字での表示になります。
- (3) 選考の決定は、11月中旬の予定です。

## 8 奨学金の返還（無利子）

貸与を受けた奨学金は、大学等卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から貸与総額に応じて本会が定める期間内に、職種のいかんを問わず全額を年賦、半年賦、月賦、月賦・半年賦併用のいずれかの方法で返還しなければなりません。

この場合において、返還金の全額又は一部を繰上げ償還することができます。

### 【返還計画の例】

長崎県育英会の「入学時奨学金」（30万円～70万円）を借りた場合

入学時奨学金	最長返還期間	返還月額例
30万円	80回	毎月 3,750円
50万円	96回（8年）	毎月 5,200円（初回月 6,000円）
70万円	120回（10年）	毎月 5,830円（初回月 6,230円）